平成25年度税制改正(地方税)要望事項

(新設・拡充・延長・) その他)

No	No 12		府省庁名 厚生労働省			
対象税目		その	の他(国民健康保険税)			
要望 項目名		病原	未転換助成事業に関する税制上の措置の延長			
要望内容(概要)		・特例措置の対象(支援措置を必要とする制度の概要) 都道府県が行う病床転換助成事業に対して、社会保険診療報酬支払基金が保険者から徴収する病床転換支 援金等を充てることとされており、地方税法第703条の4及び附則第38条の3において、市町村が被保険者 である世帯主に課すことができることとされている国民健康保険税に病床転換支援金等の納付に要する費用 を含むこととされている。 ・特例措置の内容 病床転換助成事業を平成24年度末から平成29年度末まで延長することに伴い、国民健康保険税において、 病床転換支援金等に要する費用を納付させる措置について、平成29年度末まで延長する。				
関係	条文	地	方税法第 703 条の 4 第 1 項、第 2 項及び第 12 項並びに附則第 38 条の 3			
減 [.] 見 <i>2</i>		(‡	初年度) 一 () (平年度) 一 () (単位:百万円)			
要望	理由	保	1)政策目的 寮養病床の転換を支援するため、都道府県の区域内にある医療機関が療養病床(医療保険適用)から介護 険施設等へ転換する場合にその整備費用を都道府県から助成することとしており、当該転換にかかる助成 業を延長することにより、円滑な転換を図る。			
		しなるが換い	2)施策の必要性 長期にわたる療養を必要とする患者のための病床である療養病床については、必ずしも医療サービスを必要とはない者も利用しており、①高齢者の状態に即した適切なサービスを提供、②医療保険や介護保険の財源の効率的舌用、③医師、看護師など限られた人材の効率的な活用の観点から再編成が必要となっている。今般、平成21年度から平成22年度にかけて実態調査を行った結果、療養病床から介護保険施設等への転換が進でいないという実態があったことを踏まえ、療養病床の機械的削減は行わないこととし、平成29年度末まで転期限を延長することとされた。 このため、病床転換助成事業に充てることとされている病床転換支援金等について、国民健康保険税において徴することができる措置を延長する必要がある。			
本要: 対応: 縮源	する					
担当		電	当課:総務課医療費適正化対策推進室(室長)鈴木 建一(課長補佐)下高原 徹(担当)奥山 晃正話:(代表) 03-5253-1111 (内線) 3219 (直通) 03-3595-2164 (FAX) 03-3504-1210 当メールアドレス:okuyama-terumasa@mhlw.go.jp			
	<u> </u>					

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	基本目標 I 安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策目標 9 全国民に必要な医療を保障できる安定的・効率的な医療保険制度を構築すること 施策目標 9-1 適正かつ安定的・効率的な医療保険制度を構築すること
	政策の 達成目標	必要な病床転換支援金を確保する。
	税負担軽減措 置等の適用又 は延長期間	平成 25 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで
	同上の期間中 の達成目標	必要な病床転換支援金を確保する。
	政策目標の 達成状況	病床転換助成事業に必要な分の病床転換支援金が確保されている。
有	要望の措置の 適用見込み	1,723 保険者(平成23年3月時点)
有 効 性	要望の措置の 効果見込み (手段としての 有効性)	_
	当該要望項目 以外の税制上の 支援措置	
相当	予算上の措置等 の要求内容 及び金額	病床転換助成事業 医療機関が医療療養病床から介護保険施設等へ転換する場合に、その整備費用の一部を都道府県が助成。(費用負担割合は、国:都道府県:保険者=10:5:12で、国の平成 25 年度の予算概算要求額(案)は、2.6億円)
性	上記の予算上 の措置等と 要望項目との 関係	_
	要望の措置の 妥当性	_
	ページ	12—2

税負担軽減措置等の 適用実績	市町村国保における病床転換支援金等徴収額 平成 20 年度:約9.2 億円 平成 21 年度:約12.8 億円
税負担軽減措置等の 適用による効果 (手段 としての有効性)	_
前回要望時の 達成目標	_
前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の 理由	_
これまでの要望経緯	
ページ	1 2—3